豊富町まちづくり助成金実施要綱（平成18年6月21日庁達第5号）

最終改正:令和2年3月9日庁達第10号

改正内容:令和2年3月9日庁達第10号 [令和2年4月1日]

○豊富町まちづくり助成金実施要綱

平成18年6月21日庁達第5号

改正

平成22年2月15日庁達第1号
平成22年6月8日庁達第3号
平成23年6月22日庁達第11号
平成25年3月11日庁達第5号
平成25年3月29日庁達第14号
平成28年3月31日庁達第17号
令和元年6月17日庁達第27号
令和2年3月9日庁達第10号

豊富町まちづくり助成金実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、豊富町の地域性や独創性を発揮し、計画的に実施する魅力あるまちづくりへの取組や豊富町に住む方々のコミュニティ活動の創出等を支援するため、豊富町基金条例施行規則（平成18年規則第14号）第3条第3号の規定に基づき予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付については、豊富町補助金等交付規則（昭和63年規則第3号）及びこの要綱に定めるところによる。

（事業の内容）

第2条 豊富町まちづくり助成金は、前条の目的を達成するために、町内のまちづくり団体等が行う個性的で魅力あるまちづくり事業に要する経費について助成する。

（助成対象事業）

第3条 助成事業の対象者、助成対象事業、助成期間、助成率及び助成限度額は別表のとおりとする。ただし、次に掲げる事業は、助成対象事業から除くものとする。

なお助成対象事業の選定にあたっては、助成対象とした翌年度以降においても引き続き自主的な運営による活動が行なわれる見込みのある事業や、新たな取り組みによる事業を優先する。

（1） 施設整備等のハード事業

（2） 事業費が5万円未満（公益的構築物の維持活動に要する原材料費等が主である事業については2万円未満とする。）ただし、別表中⑤から⑧の事業はこの限りではない。

（3） 賃金、諸手当、食糧費に類する経費

（4） この事業に町から補助金を受けている事業

（5） 団体や施設等にかかる運営活動費

（交付申請書の添付書類）

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、豊富町補助金等交付規則第5条の申請書に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 事業計画書（別記第1号様式）

（2） 収支予算書（別記第2号様式）

（3） 助成金の交付を受けようとする団体等の活動目的、活動内容等を明らかにする書類

（実績報告書の添付書類）

第5条 助成金交付の決定を受けた者は、当該事業を完了したときは、豊富町補助金等交付規則第10条の実績報告書に事業実績報告書（別記第3号様式）及び収支決算書（別記第4号様式）を添えて町長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第6条 助成金の交付申請があったときは、総務課長、財政課長、地域振興室長又は総務課長補佐、財政課長補佐、申請事業に係る担当課長、課長補佐又は係長により次の各号に掲げる事業内容の審査を行い、助成金を交付すべきものと認めたときは速やかに町長、副町長の承認を得て、助成金の交付を決定するものとする。

（1） 実施主体に関する事項

（2） 事業内容に関する事項

（3） 助成すべき額に関する事項

（4） 事業の継続助成に関する事項

（5） その他当該事業に関する事項

（概算払い）

第7条 町長は第6条の助成金の交付決定を受けた助成金の支出にあたり、事業の遂行上支障があると認められるものについては、概算払いをすることができる。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に町長が定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附　則（平成22年2月15日庁達第1号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成22年6月8日庁達第3号）

１　この要綱は、公布の日から施行し、平成22年４月１日から適用する。
２　すでに助成を受けている申請者（団体）については、助成期間の３年間からすでに助成を受けた期間を除いた期間とする。

附　則（平成23年６月22日庁達第11号）

この要綱は、平成23年６月22日から施行する。

附　則（平成25年３月11日庁達第５号）

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月29日庁達第14号）

１　この要綱は、平成25年４月１日から適用する。
２　すでに助成を受けている申請者（団体）については、助成期間の３年間からすでに助成を受けた期間を除いた期間とする。

附　則（平成28年３月31日庁達第17号）

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和元年６月17日庁達第27号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月９日庁達第10号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表

助成対象者	助成対象事業	助成期間	助成率	助成限度額
・豊富町に本拠を持ち町内で活動する団体等。（町や企業等が参加している場合も可）	①個性豊かで魅力あるまちづくり活動 景観保護活動や産業・文化の振興など地域の固有の資源を活用した個性的で魅力あふれたまちづくりに繋がると見込まれる事業 ②心のふれあうまちづくり活動 地域間交流事業、公益性の高い住民参加型のイベントの実施や近隣住民などによる支え合い事業 ③豊かな人づくりを図るための研修事業 公益的な人材の育成を目的として講師を招聘し開催される研修会などの事業 ④地域福祉や地域の活性化に寄与すると町長が特に認める活動	３年間とし、継続、非継続を問わない（ただし、町長が特に認めた場合は助成期間を延長することができる。）	事業費の10分の９以内。なお国・道等の補助金の交付及び事業収入がある場合は、その収入（補助）残の10分の９以内。ただし、公益的構築物の維持活動に要する原材料費等が主である事業については収入残の全額を助成する。	単年度30万円（３年間で総額90万円）
	⑤世代間・世代ごとの交流を主として実施される講演会・研修会・イベントなどの事業 ⑥子育て世代のコミュニティ活動を主として実施される講演会・研修会・イベントなどの事業 ⑦まちの魅力を町民及び近隣市町村民・観光客などに広く周知することを主として実施される講演会・研修会・イベントなどの事業 ⑧地域のコミュニティ創出に寄与すると町長が特に認める講演会・研修会・イベントなどの事業	なし	事業費の10分の10。なお、国・道等の補助金の交付及び事業収入がある場合は、その収入（補助）残の10分の10。	単年度5万円（年間で複数の事業を実施する場合は総額5万円まで対象とする）

別記第１号様式（第4条関係）

事　業　計　画　書

事業主体		
事業名		
事業費	円	
事業内容		
助成年度における事業効果		
翌年度以降実施される自主的な事業の内容等		
その他		
備考	着手予定日	完了予定日

（注）１　「事業内容」は、個々の事業の計画内容を具体的に記入すること。

２　「事業効果」は、当該事業の施行により特に生じる効果について具体的に記入すること。

別記第2号様式（第4条関係）

収　支　予　算　書

［収入の部］　　（単位：円）

区分	予算額			備考
	本年度	翌年度	翌々年度	
1　まちづくり助成金		／	／	
2　その他財源				
3　自己資金				
計				

［支出の部］　　（単位：円）

区分	予算額			備考
	本年度	翌年度	翌々年度	
計				

（注）1　消費税及び地方消費税相当額は、各項目に含む。

2　備考欄には支出内容の明細を記入すること。

別記第3号様式（第5条関係）

事　業　実　績　報　告　書

事業主体		
事業名		
事業費	円	
事業内容		
助成年度における事業効果		
翌年度以降実施される自主的な事業の内容等		
その他		
備考	着手日	完了日

（注）　事業の実施写真及び事業実施状況を示す書類を添付すること。

別記第４号様式（第５条関係）

収　支　決　算　書

［収入の部］　（単位：円）

区分	決算額	備考
１　まちづくり助成金		
２　その他財源		
３　自己資金		
計		

［支出の部］　（単位：円）

区分	決算額	備考
計		

（注）１　消費税及び地方消費税相当額は、各項目に含む。

２　支出を証明する書類（領収書等）を添付すること。